豊かさ共創スリーアップ推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、豊かさ共創スリーアップ推進協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、労使が共益関係を育む中で、働き手のスキルアップが、企業の収益 アップ、賃金アップにつながるスリーアップの好循環が広く県内に波及することに より、地域経済の活性化や更なる発展に資することを目的とする。

(事 業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) スリーアップの気運醸成及び県内企業への普及
 - (2) 県内企業間の情報共有及び交流
 - (3) スリーアップ認証企業への支援制度の活用促進
 - (4) 豊かさ共創フォーラムへの意見集約
 - (5) やまなしキャリアアップ・ユニバーシティの活用促進
 - (6) その他目的を達成するために必要な事項

(会 員)

- 第4条 本会の会員は、本会の目的及び別に定めるスリーアップの取組に賛同し、活動に参加を希望する企業・団体・個人をもって構成する。
- 2 参加にあたり、特段の手続きは要しない。ただし、事務局は連絡・調整のため、 参加者の情報を把握することができる。

(役 員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。なお、その数は次のとおりとする。
 - (1) 会 長 1名
 - (2)副会長 3名
 - (3)理事 20名以内

(役員の選任)

- 第6条 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。
- 2 理事は、理事会が選任し、総会の承認を受ける。なお、協議会発足時は豊かさ共 創スリーアップ推進協議会・発起人会の発起人が就任する。

(役員の職務)

- 第7条 役員の職務は次のとおりとする。
 - (1)会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長の中から選任された者が、その職務を代理する。
 - (3) 理事は、本会の目的達成のための企画運営にあたる。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員がその職務を辞したときは、当該役員から推薦のあった後任者が新たな役員となる。
- 3 役員がその職務を辞したときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第9条 本会に、助言者として顧問を置くことができる。

(オブザーバー)

第10条 本会に、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

- 第12条 総会は会員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 2 総会の議長は、会長があたる。
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。
- 5 やむを得ない事由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項 について別途通知する方法により表決し、又は代理人に表決を委任することができ る。
- 6 前項の規定により表決し、又は、代理人に表決を委任した会員は総会に出席したものとみなす。

(理事会)

- 第13条 理事会は理事で構成し、必要に応じて会長が招集し、総会の委任を受けて本会の業務の執行に関する事項を決定する。
- 2 理事会の議長は、会長があたる。議長は表決権を有しないものとする。
- 3 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。
- 4 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 やむを得ない事由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、別途通知する方法により表決し、又は代理人に表決を委任することができる。
- 6 前項の規定により表決し、又は、代理人に表決を委任した会員は理事会に出席したものとみなす。
- 7 オブザーバーは理事会に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、山梨県産業政策部産業人材課内に置く。

(規約の変更)

第15条 この規約の変更は、総会で決定する。

(その他)

第16条 この規約に定める事項のほか、当会の運営に関し必要な事項は、理事会の 議決を経て、会長が定める。

附則

この規約は、令和5年10月11日から施行する。

附則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和7年10月10日から施行する。

別記(第4条関係)スリーアップの取組

項目	カテゴリー	テーマ	取組
1	労使の共益 関係の構築	経営方針等の 共有	企業の将来像について経営者と従業員が共通の理 解を持つ場を設けている。
2		意見等の尊重	従業員の意見や要望をくみ取る機会を設けてい る。
3	好循環への行動	スキルアップ への取り組み	やまなしキャリアアップ・ユニバーシティが提供 する講座など生産性向上に資するリスキリングの 機会を設ける。
4		収益アップへ の取り組み	働き手のスキルアップによる生産性向上や業務改善、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。
5		賃金アップへ の取り組み	適切な評価を行い、賃金アップなど就労環境の改善に取り組んでいる。